

## 水道料金改定方針（案）

### 1. 基本原則

水道料金は、「独立採算の原則」「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」の観点を踏まえ、事業運営に必要な経費を賄う範囲で低廉かつ公平なものでなければならない。

同時に水道料金は、給水サービスの対価であるから、事業の能率的経営を前提とするものであり、健全な運営を確保することができるものでなければならない。

参考：地方公営企業法

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

### 2. 料金の算定方法

水道料金の算定方法については、日本水道協会の「水道料金算定要領」を基準とし、各項目の取扱いについては、以下のとおりとする。

#### 1) 総括原価

料金算定期間中における料金総収入額は、適正な原価に基づき算定されなければならない。

この場合の原価は、営業費用のほか資本費用をも含むものであり、これが通常、総括原価といわれるところから、料金総収入額は、総括原価に等しいものとして決定される。

総括原価の内容としての営業費用は、誠実かつ能率的な経営を基本として算定されなければならない。また、資本費用は事業の健全な運営が確保できるものでなければならない。

#### 2) 給水需要の予測

給水需要は、総括原価の基礎となるものであるから、過去の実績、地域の特性及び社会経済の動向等を十分に勘案して、適正に予測されなければならない。この度の改定にあたっては、「井原市第2期総合戦略・人口ビジョン（改定版）」における将来推計を踏まえたものとする。

### 3) 施設計画の策定

水道施設の建設改良計画は、必要な水源を確保し、施設が地域的にも時期的にも適切な水需給のバランスが確保できるものでなければならず、また、質的な面における需要にも応えていくものでなければならない。

したがって、給水需要と施設能力に乖離が生じている場合、あるいは、渇水・災害等への対策が強く求められている場合には、適正な施設計画に基づいて施設能力の適正化を図っていく必要がある。

### 4) 料金算定期間

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。また、長期化することにより経営効率化や施設計画を計画的に実施し料金の低廉化に努めるべきである。しかし、余りにも長期の算定期間をとることは経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえない。

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当である。

### 5) 経営効率化計画

水道事業者は水道料金の低廉化を図るため、経営効率化に最大の努力を傾注すべきである。

そのため、水道料金の算定にあたっては、経営効率化計画を策定し、これに基づく効率化目標額を総括原価の内容である営業費用及び資本費用に適正に反映させなければならない。

### 6) 料金体系

料金体系の検討にあたっては、本市における利用者の構成内容や水需要の実態及び歴史的経過等に基づき検討する必要がある。

また、水道料金は利用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。

## 3. 水道料金設定にあたっての配慮事項

### 1) サービス供給の維持、継続機能

水道事業は独立採算制をとっており、事業を継続的に運営していくためには、経営外部からの補助金を当てにしないかぎり必要な経費を賄うだけの料金収入が必要である。

## 2) 需要コントロール機能

料金にはできるだけ浪費的需要は抑制し、好ましい需要を促進するという機能をもたせることも可能である。基本料金や基本水量の設定、逦増性の従量料金などがその例である。

## 3) その他の配慮事項

昨今のコロナ禍による社会状況の変化を鑑み、水道料金の改定にあたっては、利用者の負担増加に配慮する必要がある。

### <参考文献リスト>

- 1) 水道料金算定要領：公益社団法人日本水道協会, 平成 27 年 2 月,
- 2) 水道料金改定業務の手引き：公益社団法人日本水道協会, 平成 29 年 3 月,
- 3) 遠藤誠作. 中小規模水道運営の実務. 全国簡易水道協議会. 平成 12 年 10 月